

○犯罪被害者等に対する文書料及び初回診察等費用支出要綱の制定について

(平成 22 年 3 月 17 日例規第 31 号)

犯罪被害者の経済的負担の軽減等を図るため、別添のとおり「犯罪被害者等に対する文書料及び初回診察等費用支出要綱」を定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしたので、職員に周知させるとともに、その適正な運用に努められたい。

なお、事件捜査に係る診断書・検案書費用支出要領の制定について（平成 13 年甲通達県民ほか第 47 号）及び性犯罪被害者に対する初診料等支出要綱の制定について（平成 18 年例規県民ほか第 10 号）は、廃止する。

別添

犯罪被害者等に対する文書料及び初回診察等費用支出要綱

第 1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の経済的及び精神的な負担の軽減を図り、捜査活動への一層の理解及び協力を得ることを目的として、診断書又は死体検案書に係る費用並びに初回診察に係る費用並びに性犯罪被害者の緊急避妊に要した費用、性感染症に係る検査に要した費用及び人工妊娠中絶処置に要した費用を公費により支出する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 支出対象経費

1 診断書又は死体検案書に係る費用

事件を立証するために必要な診断書又は死体検案書に係る費用とする。

2 初回診察に係る費用

(1) 性犯罪被害者以外の犯罪被害者にあつては、事件を立証するために必要な診断書を作成するため、被害後最初に受けた医師の診察（以下「初回診察」という。）の際に支払う保険診療の自己負担額とする。

(2) 性犯罪被害者にあつては、初回診察に要した費用とする。ただし、初回診察が性器、肛門、口腔又は咽喉以外の身体の外傷に係る診察のみであるときは、前記(1)の規定を適用するものとする。

3 緊急避妊に要した費用

前記 2(2)の規定により支出を受けた性犯罪被害者が緊急避妊処置に要した費用とする。

4 性感染症に係る検査に要した費用

前記 2(2)の規定により支出を受けた性犯罪被害者が、当該支出に係る被害のために、被害後に行った性感染症に係る検査（当該性犯罪被害者と医師との相談に基づき、医師が必要と判断したものに限る。）に要した費用とする。

5 人工妊娠中絶処置に要した費用

前記2(2)の規定により支出を受けた性犯罪被害者が人工妊娠中絶の処置に要した費用とする。

第3 支出対象事件

- 1 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であって、未遂を含む。）
- 2 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であって、未遂を含む。）
- 3 強盗・不同意性交等罪又は強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であって、未遂を含む。）
- 4 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であって、未遂を含む。）
- 5 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であって、未遂を含む。）
- 6 監護者わいせつ罪又は監護者性交等罪（刑法第179条の罪であって、未遂を含む。）
- 7 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- 8 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- 9 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- 10 前記1から9までの罪以外で、致傷を結果とする結果的加重犯において、犯罪被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

第4 支出対象からの除外事由

- 1 次に掲げる事由がある場合には、公費による支出を行わないものとする。
 - (1) 被害者等が公費による支出を希望しないとき。
 - (2) その他公費を支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。
- 2 第3に掲げる支出対象事件以外の身体犯（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。）又は前記1に掲げる除外事由に該当する事件のうち、署長と県本部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）との協議の上、費用を支出することが適当であると認められる場合は、支出することができるものとする。

第5 支出方法等

署長は、第3に掲げる支出対象事件を認知した場合には、被害者等（犯罪被害者が18歳未満のときは、原則としてその保護者）に対し本制度の趣旨を説明し、次に定めるところにより、被害者等又は当該被害者の診察などを行った医師若しくは医療機関（以下「医師等」という。）に支出するものとする。

(1) 被害者等に支出する場合

ア 犯罪被害者支援調書（様式第1号）を作成し、静岡県財務規則（昭和39年県規則第13号）で定めるところにより、口座振替により被害者等に支出する。ただし、被害者が性犯罪若しくは暴力団犯罪の被害者又は20歳未満の者であ

るときは、当該被害者の人権を保護するため、資金前渡により署長から現金にて支給することができる。

イ 前記アのただし書の規定により対象費用を現金にて支給する場合には、支出依頼責任者（署の警務課長又は事件担当課長）は、支払証明書（様式第2号）を作成し、これをもって静岡県財務規則第116条第1項に規定する証拠書類とするとともに、被害者から領収書を徴し、保管するものとする。

(2) 医師等に支出する場合

ア 署事件担当課長からの要請に基づき、犯罪被害者支援調書を作成する。

イ 医師等に対し、必要事項の連絡を行い、医師等からの請求に基づき、静岡県財務規則に定めるところにより、口座振替により支出する。

第6 県本部への連絡

署長は、費用を公費により支出した場合には、文書料及び初回診察等費用支出連絡書（様式第3号）により、その都度、警察相談課長に報告するものとする。

第7 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、支出の手續に関し必要な事項は、警察相談課長が別に定める。